○農林水産省告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字赤谷一三〇八の四の九から一三〇八の四の一七まで、一三〇八の四の一九、一三〇八の四の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤谷一三〇八の四の一一、一三〇八の四の九・一三〇八の四の一〇・一三〇八の四の一二・一三〇八の四の一三・一三〇八の四の一六・一三〇八の四の一七・一三〇八の四の一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町目丸字古道三六七二の一から三六七二の五まで、三六七三の一、三六七三の四、三六七三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古道三六七二の二・三六七二の四・三六七二の五・三六七三の一・三六七三の四・三六七三の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町仁田尾字黒原八の一、八の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字細谷九一五、九一六、字細谷尻九一七の二、九一八、字滝ケ上九三二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町南川字宮谷三二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮谷三二〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山東平一一四一の九一・一一四一の九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四一の一四一から一一四一の一四三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町溝口字野地井七〇三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町溝口字野地井七〇三の三（次の図に示す部分に限る。）、七〇三の七、七〇三の九、七〇四の四、七〇五の五、七四六の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）